

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1389号)

平成29年3月28日

横情審答申第1389号

平成29年3月28日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

平成28年3月31日港北生支第2725号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「面接記録票及びケース記録」の個人情報一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「面接記録票及びケース記録」の個人情報を一部開示とした決定のうち、別表に示す部分は開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「面接記録票及びケース記録」（以下「本件個人情報」という。）の個人情報本人開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成28年2月9日付で行った個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）を取り消し、異議申立人（以下「申立人」という。）以外の個人に関する情報を除いて、全ての開示を求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第22条第3号及び第7号に該当するため、一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 条例第22条第3号の該当性について

面接記録票の「留意事項」並びにケース記録のうち開始記録票の「(9)扶養義務者の状況」及び「(9)扶養義務者の状況2」の各欄については、扶養義務者の個人に関する情報であって、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができ、また当該扶養義務者の具体的な生活状況や申立人に対する心情等であって、個人の機微にわたる情報であると認められることから、開示することにより、なお本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、本号に該当し、非開示とした。

(2) 条例第22条第7号の該当性について

ア 面接記録票の「医療機関その他関係者、関係機関から得られた情報及びそれに関する連絡調整の内容（医療の状況（診療科目、入院通院の別、病名、頻度、見込期間等）」については、担当ケースワーカーその他の福祉保健センター職員（以下「担当ケースワーカー等」という。）が医療機関その他関係機関（以下「医療機関等」という。）から聞き取り調査した結果得られた個人情報が記載さ

れている。これらは、医療機関等から信頼関係を基に第三者には開示しないことを前提に提供されたものである。このような個人情報を開示すれば、今後、保護の実施に必要な個人情報を得るのに医療機関等の協力が得られなくなるおそれがある。また、このようにして得た個人情報の内容と申立人の認識に差異が生じると、医療機関等との信頼関係及び申立人との信頼関係も損ない、生活保護事務の一環である申立人の相談や支援を行う上で支障が生じるおそれがあるため、本号に該当し、非開示とした。

イ ケース記録のうち開始記録票の「訪問格付」については、申立人に対する評価、判定及び所見並びにそれに関する協議内容に係る個人情報で、担当ケースワーカー等が申立人に関して率直に述べたものである。その内容が申立人の認識と異なる場合、これを開示することにより、実施機関と申立人との信頼関係が損なわれ適正な指導が困難になるなど、申立人に係る生活保護事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるため、本号に該当し、非開示とした。

ウ ケース記録のうち開始記録票の「(8)医療の状況」「(8)医療の状況2」には、医療機関等から得られた情報及びそれに係る連絡調整の内容、申立人に対する評価、判定及び所見並びにそれに関する協議内容の情報が記載されている。当該部分には、担当ケースワーカー等が医療機関等から聴き取り調査した結果得られた個人情報が記載されている。

これらは、医療機関等から信頼関係を基に第三者には開示しないことを前提に提供されたものである。このような個人情報を開示すれば、今後、保護の実施に必要な個人情報を得るのに医療機関等の協力が得られなくなるおそれがある。また、このようにして得た個人情報の内容と申立人の認識の間に差異が生じると、医療機関等との信頼関係及び申立人との信頼関係も損ない、生活保護事務の一環である申立人の相談や支援を行う上で支障が生じるおそれがあるため、本号に該当し、非開示とした。

エ ケース記録のうち「病状調査記録票」の非開示部分については、医療機関等から得られた情報が記録されている。また調査時に申立人が同席していたとはいえ、担当ケースワーカー等の判断により記録が書かれているため、申立人に対する評価、判定及び所見に該当する。これらの情報は、医療機関等から信頼関係を基に第三者には開示しないことを前提に提供されたものである。このような個人情報を開示すれば、今後、保護の実施に必要な個人情報を得るのに医療機関等の協力

が得られなくなるおそれがある。また、このようにして得た個人情報の内容と申立人の認識の間に差異が生じると、医療機関等との信頼関係及び申立人との信頼関係も損ない、生活保護事務の一環である申立人の相談や支援を行う上で支障が生じるおそれがあるため、本号に該当し、非開示とした。

オ ケース記録のうちその余の非開示部分については、申立人との対応内容、医療機関等から得られた情報及びそれに係る連絡調整の内容、申立人に対する評価、判定及び所見並びにそれに関する協議内容の情報が記載されている。ケース記録には、担当ケースワーカー等が医療機関等から聴き取り調査した結果得られた個人情報記載されている。これらは、医療機関等から信頼関係を基に第三者には開示しないことを前提に提供されたものである。このような個人情報を開示すれば、今後、保護の実施に必要な個人情報を得るのに医療機関等の協力が得られなくなるおそれがある。また、このようにして得た個人情報の内容と申立人の認識の間に差異が生じると、医療機関等との信頼関係及び申立人との信頼関係も損ない、生活保護事務の一環である申立人の相談や支援を行う上で支障が生じるおそれがあるため、本号に該当し、非開示とした。

カ 本件処分は、生活保護ケースファイルに係る文書の記載内容を5分類して本号該当性を判断した横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第1241号を参考として、本号該当性を判断した。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、囑託医氏名等の申立人以外の第三者である個人に関する情報を除いて、本件個人情報の全部を開示するよう求める。
- (2) 実施機関は、申立人に開示すると実施機関と申立人の関係が損なわれ、生活保護事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため非開示にしたとしているが、生活保護行政担当者の不適切な対応を正すためには、非開示部分の開示が不可欠である。
- (3) 本件請求に関連する他の個人情報は開示されており、本件個人情報の非開示は担当職員の保身行為としか考えられない。
- (4) 実施機関の生活保護行政は、申立人に対して、障害年金の申請手続に社会保険労務士を付けることを認めず、引っ越しをする際の前家賃を制度上支払できないとす

るなど、生活保護受給者の立場に立って行われていない。

5 審査会の判断

(1) 生活保護に係る事務について

横浜市の生活保護事務は、各区に設置されている福祉保健センターにおいて実施されている。福祉保健センター長は、生活保護の申請があり、保護決定を行った場合、生活保護法施行細則（昭和31年10月横浜市規則第79号）に基づき、申請者又はその世帯ごとに必要書類を整えて生活保護ケースファイルを作成している。

生活保護事務を進める中では、その給付内容の一つである医療扶助の適正な実施や要保護者の疾病改善に向けての指導援助、さらには傷病を理由とした要保護者の稼働能力の有無の確認を目的として、担当ケースワーカー等が当該要保護者の主治医から直接聞き取りを行う病状調査が行われることがある。

(2) 本件個人情報について

ア 本件個人情報は、港北区福祉保健センターにおいて申立人に対して生活保護を実施する上で作成された生活保護ケースファイルに含まれる文書のうち、平成22年5月6日から平成27年12月7日までの間に作成された面接記録票及びケース記録である。

面接記録票は、生活保護の申請があった世帯の申請に係る相談時の記録を整理したものであり、面接担当のケースワーカーから地区担当のケースワーカーへ引継ぎがされる記録である。

ケース記録には、ケース記録票、開始記録票、病状調査記録票（外来用）、基準改定シート、資産台帳(1)、資産台帳(2)、他法台帳(1)及び他法台帳(2)が含まれている。このうち、ケース記録票には、保護開始後における所内面接記録及び訪問記録、保護の決定・変更に関わる記録、医療機関等への調査・回答のほか、担当ケースワーカー等の所見、主治医の所見、被保護者や世帯に対する指導指示や援助方針等の生活保護事務に必要な事項が時系列に記録されている。

イ 実施機関は、本件個人情報のうち、扶養義務者の状況については、条例第22条第3号に該当するとして非開示とし、また、訪問格付、申立人との対応内容、医療機関等から得られた情報及びそれに関する連絡調整の内容並びに申立人に対する評価、判定、所見及びそれに関する協議内容については、条例第22条第7号に該当するとしてそれぞれ非開示としている。これに対して、申立人は、申立人以外の第三者である個人に関する情報を除いて、本件個人情報の全部を開示すべき

であるとしており、条例第22条第3号に該当し非開示とされた部分については開示を求めている。したがって、当審査会としては、本件個人情報のうち、実施機関が条例第22条第7号に該当し非開示とした部分について当該決定の妥当性を以下検討する。

(3) 条例第22条第7号の該当性について

ア 条例第22条第7号では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、・・・当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、当該保有個人情報を開示しないことができると規定している。

イ 要保護者から本人開示請求が行われた場合における生活保護ケースファイルに係る本号該当性の考え方については、横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第754号及び第1241号（以下「先例答申」という。）において示している。すなわち、当審査会は、当該生活保護ケースファイルの内容を次のとおり5種類の情報に分類し、それぞれの情報の本号該当性について判断している。

分類① 訪問及び所内面接等の日付並びに保護の決定、変更に係る記録その他の客観的事実（病状調査先の医療機関名及び医師の氏名を除く）

分類② 本人との対応内容

分類③ 医療機関等から得られた情報及びそれに係る連絡調整の内容

分類④ 本人に対する評価、判定及び所見並びにそれに関する協議内容

分類⑤ 本人に対する指導、援助方針

先例答申では、分類①の情報については、記述の中に作成した担当ケースワーカー等の評価や認識が入り込む余地のない情報であること、分類⑤の情報については、要保護者が生活保護を受ける中でこれまで担当ケースワーカー等から指導や説明がされ本人にとって既知であり、又は担当ケースワーカー等の言動等から容易に推測することができると考えられることなどから、開示しても本人に係る生活保護事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるとは認められないとして開示すべきと判断している。他方、分類②から④までの情報については、開示すると、本人の認識と異なっていた場合、今後の適正な指導、援助が困難になるなど、本人に係る生活保護事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあると認められ、本号に該当し、開示しないことができると判断している。

ウ 実施機関は、本件処分において、先例答申の分類にしたがって分類②から④ま

での情報について本号に該当するとして非開示としている。

そこで、分類②から④までの情報を開示することによって生活保護事務の適正な執行にどのような支障が生じるのかを確認するため、平成28年10月25日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

- (ア) ケース記録に記載されている要保護者との対応内容は、本人とのやり取りを基に記載するが、一度の面談は1時間以上になることも多く、長時間で内容も多岐にわたるため、その全ては記載できず、担当ケースワーカー等の認識を通して整理したものを記載する。また、時間の経過等により、本人が話した内容や担当ケースワーカー等から本人へ説明した内容についても本人の記憶、認識とかい離することがある。その場合、対応内容を開示すると、本人の話したことが正しく記載されていないと認識され、本人と担当ケースワーカー等との信頼関係が損なわれ、その後の生活保護事務の適正な執行に支障が生じるおそれがある。
- (イ) ケース記録は、本人の自立の援助及び生活保護事務の適正な執行という二つの目的のために、第三者から入手した情報や担当ケースワーカー等の本人に対する評価等、本人の認識と異なるものも記載する。当該情報を開示すると、誰から聞いたのか、なぜ本人の認識と違う評価が記載されているのかという話になり、生活保護事務の適正な執行に支障が生じるおそれがある。
- (ウ) ケース記録は、担当ケースワーカー等が交代しても、これまでの経過を理解し対応しやすいように記載される。また、本人が読むことを前提に書かれていないため、開示すると先入観を持って対応されていると本人が認識し、担当ケースワーカー等が面接を拒否されるなどして、生活保護事務の適正な執行に支障が生じるおそれがある。
- (エ) 生活保護事務では、援助に向けて年に数回本人を訪問する。また、本人が触れたくないことも含めて調査し、確認する。そのため、些細なことがきっかけで、電話に応答せず、訪問しても対応しなくなる。生活保護の継続的な関係の中で、一度信頼関係が崩れると回復は困難である。
- エ 当審査会は、実施機関が分類②から④までに該当すると判断した本件個人情報の本号該当性について、次のように判断する。
- (ア) 分類②の本人との対応内容に該当する情報は、外形上は客観的な事実であるともいえるが、長時間かつ多岐にわたる対応の際の本人とのやり取りの全てを

記載しているものではなく、担当ケースワーカー等が今後の生活保護事務における重要性を勘案して抽出し、又は要約した内容が記載されている。そのため、当該記載内容には作成した担当ケースワーカー等の評価や認識が反映されていると考えられる。

これらの情報を本人に開示すると本人の認識と異なっていた場合、本人がこれを受容することができないこともあり得ることから、担当ケースワーカー等と本人との信頼関係が損なわれる結果となるおそれがある。そして、生活保護の対応は継続的に行われるものであることから、一度信頼関係が損なわれると、担当ケースワーカー等と本人との間で当該信頼関係を回復することは困難となり、今後の適正な指導援助が困難になるおそれがある。

さらに、分類②の情報を本人に開示することとなると、本人と認識が異なっていた場合に信頼関係が損なわれることをおそれて、担当ケースワーカー等が、詳細かつ必要な情報を記載することを控えることによって、今後円滑な事務引継ぎもできなくなるおそれがある。

以上のことから、分類②の情報を開示すると、生活保護事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあると認められ、本号に該当する。

- (イ) 分類③の医療機関等から得られた情報及びそれに係る連絡調整の内容に該当する情報は、福祉保健センターが生活保護事務を進める中で、医療機関等から協力を得て収集した情報や必要に応じて当該医療機関等と調整した経過の記録である。当該医療機関等としては、これらの情報について、要保護者である本人等の第三者に開示されないことを前提として実施機関に対する情報の提供や連絡調整に応じている。

したがって、分類③の情報を本人に開示すると、福祉保健センターと医療機関等との信頼関係が損なわれ、本人に係る生活保護事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあると認められ、本号に該当する。

- (ウ) 分類④の申立人に対する評価、判定、所見及びそれに関する協議内容に該当する情報は、福祉保健センターが生活保護事務を進めるに当たり、本人の認識と異なり、本人がこれを受容することができないことが想定される内容も含めて、担当ケースワーカー等の本人に対する率直な評価、判定、所見等をありのままに記載したものであると認められる。

したがって、分類④の情報を本人に開示すると本人の認識と異なるものを含

んでいることも考えられることから、今後の適正な指導援助が困難になるなど、本人に係る生活保護事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあると認められ、本号に該当する。

(エ) 以上のとおり、分類②から④までに該当する情報は、いずれも本号に該当する。

オ しかし、実施機関が分類②に該当し非開示と判断した部分のうち、別表に示す部分は、申立人からの電話の受信、申立人からの生活保護に係る提出書類の受付、申立人に対する通知書、証明書の発行、生活保護に係る申請書類の用紙の交付等の事務手続等に係る事実の記録であって、分類②の申立人との対応内容に該当する情報であるとは認められなかった。

これらの情報は、作成した担当ケースワーカー等の評価や認識が記述の中に入り込む余地のない情報であり、申立人の認識と異なるとは考えられず、分類①に分類すべき情報である。したがって、別表に示す部分に記載された情報を申立人に開示したとしても申立人に係る生活保護事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあるとは認められず、本号に該当しない。

その余の部分については、前記エで述べたとおり、当該情報を申立人に開示すると申立人の認識と異なっていた場合等においては、実施機関と申立人との信頼関係が損なわれ、今後の適正な指導援助が困難になるなど、申立人に係る生活保護事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあると認められ、本号に該当する。

(4) 付言

前記(3)オで述べたとおり、本件個人情報については、実施機関が分類①の開示すべき情報を分類②の非開示情報に分類している部分があった。実施機関においては、今後、対象個人情報の内容を適切に分類して開示決定等の判断を行うよう、対応に留意されたい。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件個人情報を条例第22条第7号に該当するとして一部開示とした決定のうち、別表に示す部分は開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 松村雅生、委員 小林雅信、委員 山本未来

別表 実施機関が条例第22条第7号に該当するとして非開示とした部分のうち、当審査会が開示すべきと判断した部分

文書名	該当箇所	
ケース記録のうち ケース記録票	15頁目	「記事」欄の2行目の全て、3行目の1文字目から10文字目まで全て及び5行目の全て
	22頁目	「記事」欄の2行目の全て及び5行目の全て
	35頁目	「記事」欄の6行目の全て及び7行目の全て
	55頁目	「記事」欄の15行目の全て
	57頁目	「記事」欄の6行目の全て、20行目の全て及び28行目の全て
	66頁目	「記事」欄の28行目の全て
	68頁目	「記事」欄の11行目から13行目までの全て
	71頁目	「記事」欄の6行目の全て
	79頁目	「記事」欄の8行目の全て
	97頁目	「記事」欄の25行目の全て
101頁目	「記事」欄の1行目の全て及び19行目の1文字目から10文字目まで	

(注意)

- 1 ケース記録に含まれる開始記録票1頁を1頁目とする。
- 2 文字数は、1行に記録された文字を、左詰めにして数えるものとする。句読点は、それぞれ1文字とし、かっこ等については、くくり始め及びくくり終わりの記号をそれぞれ1文字と数えるものとする。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成28年3月31日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成28年4月21日 (第288回第一部会) 平成28年4月21日 (第195回第三部会) 平成28年4月26日 (第291回第二部会)	・諮問の報告
平成28年4月27日	・異議申立人から意見書を受理
平成28年7月15日 (第293回第一部会)	・審議
平成28年8月23日 (第294回第一部会)	・審議
平成28年9月27日 (第295回第一部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成28年10月25日 (第296回第一部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成28年11月15日 (第297回第一部会)	・審議
平成28年12月20日 (第298回第一部会)	・審議
平成29年1月24日 (第299回第一部会)	・審議
平成29年2月28日 (第300回第一部会)	・審議